|  |
| --- |
| 産業生活部産業観光課 |
| 課長 | 副課長 | 担当長 | 担当 |
|  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　産業生活部産業観光課長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

本島屋釜海水浴場野外炉（ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ）使用許可申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 使用年月日 |  　年　　　　月　　　　　日　　（　　） |
| 使用時間 | 時　　　　分　～　　　時　　　　分 |
| 備　　考 |  |

野外炉の使用について

1. 野外炉の使用時間は午前９時～午後９時までです。
2. 火災に十分注意し、風の強い日の使用はお控えくだい。また、灰や炭など、ゴミについては使用者が責任をもって持ちかえってください。
3. 破損の場合は、丸亀市産業観光課（0877-24-8816）まで連絡ください。

※使用後は現状復帰をお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用許可証

|  |  |
| --- | --- |
| 上記の内容について、許可いたします。丸亀市産業生活部産業観光課長 | 許可年月日　　　　 |
| 　　　年　　月　　日 |

 |

※当日、使用の際は、この使用許可証をご持参ください。

※上記に関する事故や事件等について、こちらでは一切責任を負いません。

　 予め、ご了承ください。